

◆世帯に応じて必要な書類◆ ※以下に該当する場合に提出

対象者	必要書類
①生活保護世帯	・受給者であることを証明する資料 ※世帯全員の氏名が記載されたもの ※生活支援課で発行できます。
②中国残留邦人等及び特定配偶者の支援給付受給世帯	
③ひとり親世帯	《児童扶養手当受給中の場合》 令和7年度児童扶養手当受給者証の写し 《児童扶養手当を受給していない場合》 下記のうち一つ ・児童扶養手当認定通知書など受給資格がわかる書類の写し ・母子および父子家庭等医療費助成受給者証の写し ・戸籍謄本（離婚日又は未婚であることの確認） ----- 上記にかかわらず、離婚後に保育・幼稚園課に届出していない場合は「戸籍謄本」（離婚日記載のもの）の提出が必要です。
④保護者の結婚・事実婚があった世帯（保育・幼稚園課に届出していない世帯）	・戸籍謄本（婚姻日記載のもの、事実婚の場合は不要） ・婚姻または事実婚相手の（表面）について該当する書類
⑤在園児で障がいのある子どもがいる世帯（認可保育所、認定こども園（2・3号）、小規模保育事業所のみ）	・今年度受診した「診断書及び意見書」（様式有） ※「診断書及び意見書」の提出期限については、受診の予約の都合もあるため、後日提出可能です。 ・下記のうち、該当する手帳等の写し 特別児童扶養手当の受給者証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、国民年金の障害基礎年金の年金証書
⑥ ⑤以外に同居人に障がい者（児）がいる世帯	・下記のうち、該当する手帳等の写し 特別児童扶養手当の受給者証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、国民年金の障害基礎年金の年金証書
⑦保護者のいずれかまたは兄弟姉妹が、名護市に住民登録がない世帯	・市外に在住する保護者または兄弟姉妹の「住民票謄本」
⑧保護者のいずれかが ・米軍人など日本国内で税申告がなかった場合 ・国外で収入があった場合	・2025年1月から12月までの収入がわかる書類 【Form W-2（源泉徴収票）】
⑨税の修正申告を行なって間もない保護者、または令和7年度の税申告が遅れた保護者がいる世帯	・税務課にて発行の半券または確定申告（税務署）の控え（写し）
⑩里親世帯	・児童委託証明書など
⑪マイナンバー未提出の世帯	・マイナンバー（個人番号）届出書 ・「マイナンバーカードの写し」または「マイナンバー通知カード」＋「免許証等身分証明書」の写し
⑫未移行幼稚園（うみのほし幼稚園）を利用している児童がいる世帯の場合	・副食費給付金交付認定申請書兼食材料費助成金交付認定申請書 ※ <u>在園児1名につき1部提出</u>